

過去の検討経緯

平成28年3月1日
消費者庁

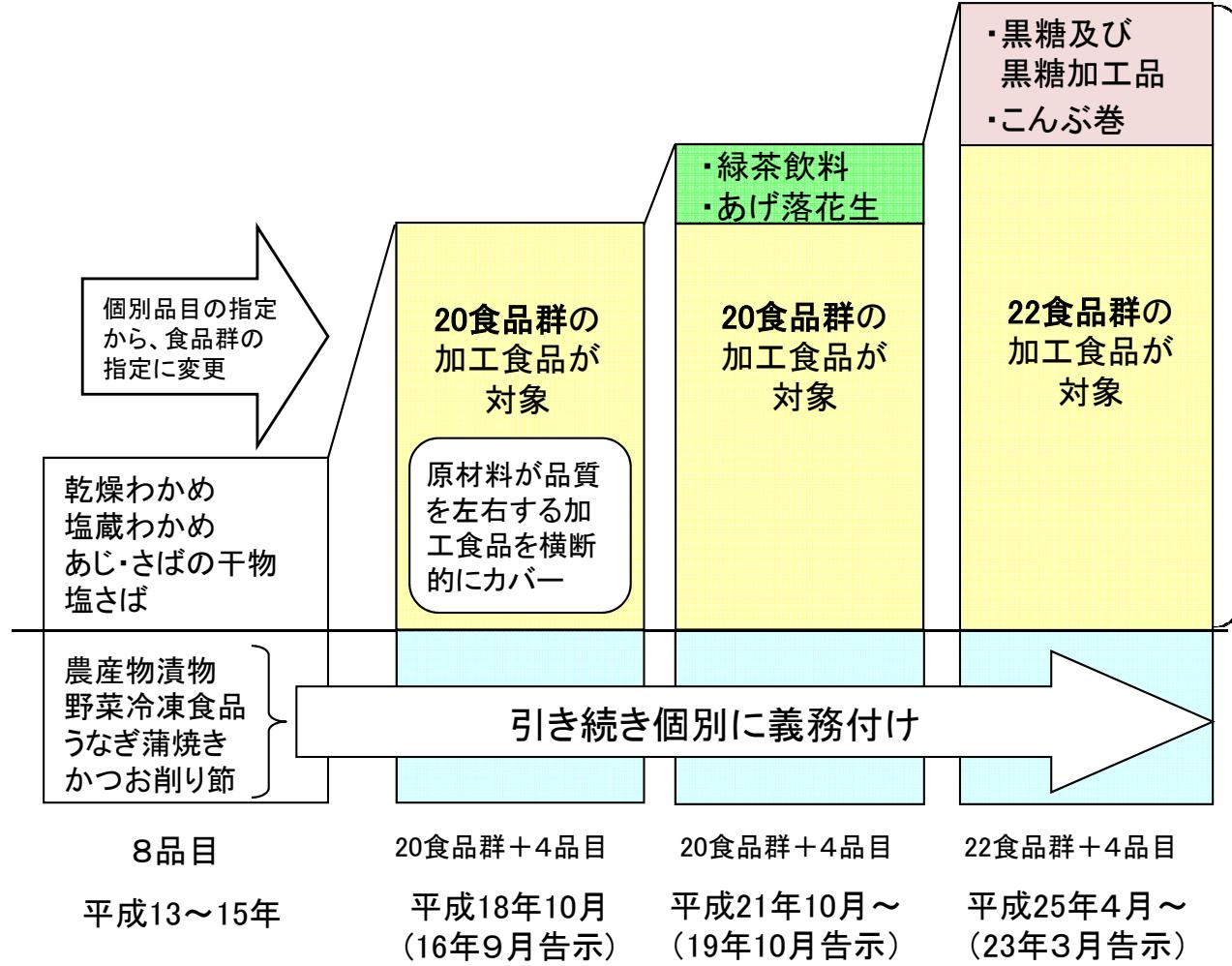
目 次

I	原料原産地表示対象品目拡大の推移	1
II	これまでの検討成果	4
1	「原料原産地の表示のあり方」 (平成12年3月16日 加工食品の原料原産地表示検討委員会報告)	5
2	「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」 (平成15年8月6日 食品の表示に関する共同会議報告書)	6
3	「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」 (平成18年4月3日 食品の表示に関する共同会議報告書)	9
4	「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」 (平成21年8月28日 食品の表示に関する共同会議報告書)	12
5	「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」 (平成23年7月6日 消費者委員会 原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会)	14
6	「食品表示一元化検討会報告書」 (平成24年8月9日 食品表示一元化検討会)	17
III	参考資料	18
1	参照条文	19
2	原料原産地表示対象品目の横断ルール導入時の誤認防止に係る基準改正	21

I 原料原産地表示対象品目拡大の推移

原料原産地表示対象品目拡大の推移

○これまで、22食品群及び4品目に原料原産地表示が義務付けられている。

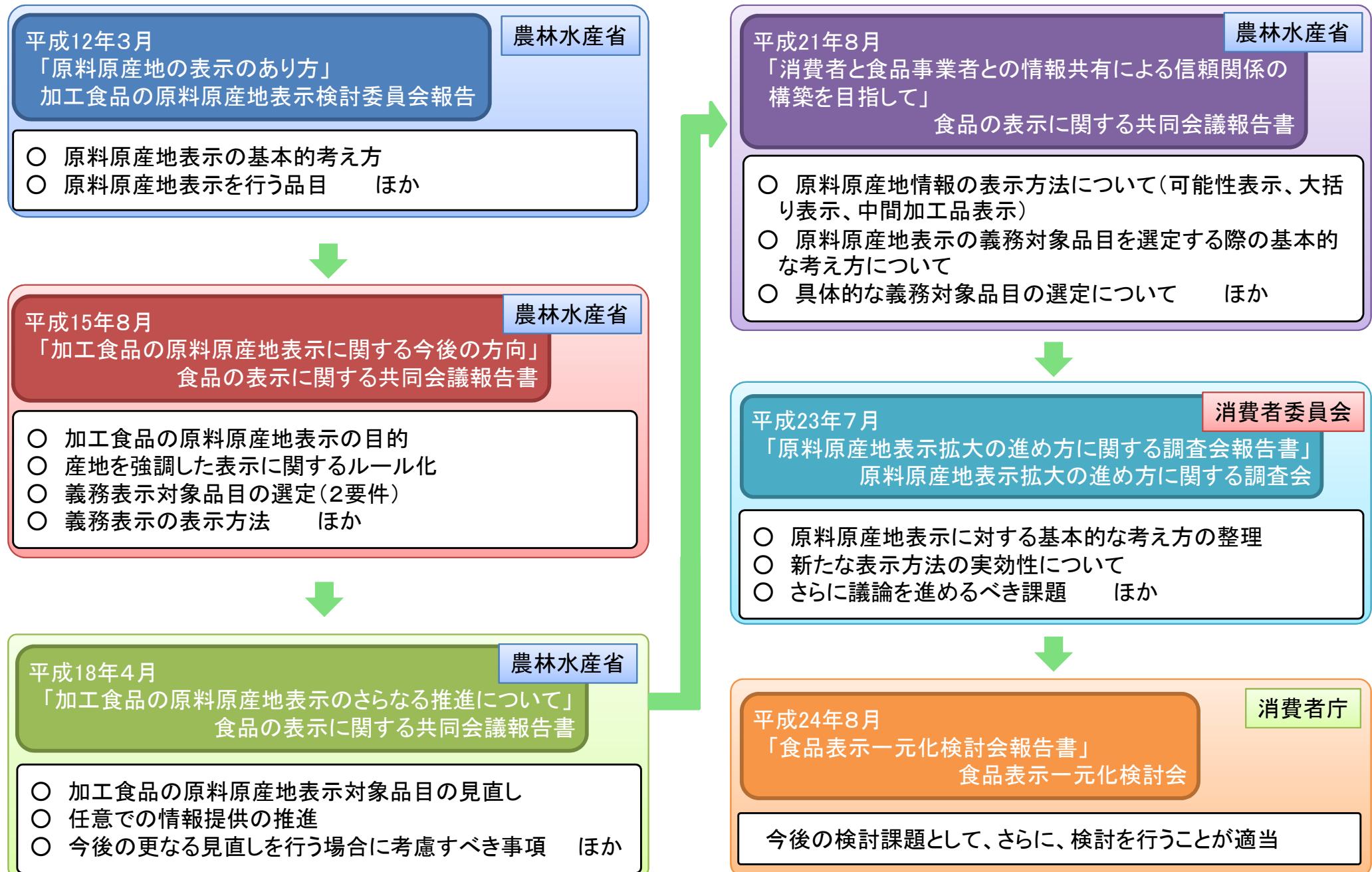


※22食品群

1. 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
2. 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
3. ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
4. 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
5. 緑茶及び緑茶飲料
6. もち
7. いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
8. 黒糖及び黒糖加工品
9. こんにゃく
10. 調味した食肉
11. ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
12. 表面をあぶった食肉
13. フライ種として衣を付けた食肉
14. 合挽肉その他異種混合した食肉
15. 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
16. 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
17. 調味した魚介類及び海藻類
18. こんぶ巻
19. ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
20. 表面をあぶった魚介類
21. フライ種として衣をつけた魚介類
22. 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

※22食品群については、日本標準商品分類(総務省)の分類を参考に制定

【参考】これまでの原料原産地表示制度に関する検討会等（報告概要）



II これまでの検討成果

1 「原料原産地の表示のあり方」(平成12年3月)

- 平成11年3月から平成12年3月にかけて、消費者、学識経験者、農業団体、製造業者、流通業者等からなる「加工食品の原料原産地表示検討委員会」を開催し、「原料原産地の表示のあり方」を取りまとめた。
- 報告に基づき平成12年12月、梅干し及びらっきょう漬けを対象に原料原産地表示の義務付けが初めて導入された。
(平成15年3月までに8品目に義務付け)

「原料原産地の表示のあり方」抜粋

(平成12年3月16日 加工食品の原料原産地表示検討委員会報告)

原料原産地表示の基本的考え方

加工食品の原材料の原産地は、品目により、消費者が適切な商品選択を行う上で重要な情報となる場合があり、このような場合にこれを表示という形で消費者に伝えていくことが望ましい。

しかしながら、加工食品は、一般に非常に多くの原材料で構成されているので、製造業者が、これらの全てに原産地を表示することは事実上不可能であるとともに、消費者にとっても必要以上に細かな、見にくく、わかりにくい表示になってしまふおそれがある。

また、国際的にも加工食品の原材料に関する原産地表示の一般的なルールは定められておらず、これを導入する場合には、品目選定の基準を含め合理的な理由に基づく必要がある。

このため、消費者が適切に商品を選択するためにどのような品目について原料原産地表示が必要か、また、製造・流通の実態から信頼性のある原料原産地表示の実施が可能かという観点から、品目の特性に応じた原料原産地表示の導入について、国内的、国際的に十分説明可能な合理的な判断ルールを設定し、これに基づいて個別品目ごとに精査し、その結果に従って原料原産地表示を実施していくことが適当である。

原料原産地表示を行う品目

どのような品目に原料原産地表示を行うかは、消費者が適切に商品を選択するための必要性及び信頼性のある表示の可能性につき、下記の視点を総合的に判断して考えるべきである。

- ①流通、消費段階で商品の差別化がされているか
- ②消費者に誤解を与えるような表示実態があるか
- ③他の方法では消費者の誤認を防ぐことは困難か
- ④原材料の原産地がある程度一定しているか
- ⑤表示を事後的に確認する手法・体制は十分か

(参考)

	施行日	義務付け日
農産物漬物(梅干し、らっきょう漬け)	平成12年12月28日	平成13年10月1日
農産物漬物(上記以外の漬物全て)	平成13年8月20日	平成14年4月1日
乾燥わかめ	平成13年5月1日	平成14年2月1日
塩蔵わかめ	平成13年5月1日	平成14年2月1日
塩干魚類(あじ・さば)	平成13年5月1日	平成14年2月1日
塩蔵魚類(さば)	平成13年5月1日	平成14年2月1日
うなぎ加工品	平成13年5月1日	平成14年2月1日
かつお削りぶし	平成13年8月24日	平成14年6月1日
野菜冷凍食品	平成14年8月19日	平成15年3月1日

2 「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」(平成15年8月)①

- 平成15年2月から同年7月にかけて、「食品の表示に関する共同会議」(事務局:厚生労働省及び農林水産省。以下、「共同会議」という。)において、表示対象品目選定の在り方及び表示方法について見直しを実施。
- 平成15年8月、共同会議における議論を踏まえ、原料原産地表示が義務付けられる加工食品の要件等について、報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」を取りまとめ。

「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」抜粋 ①

(平成15年8月6日 食品の表示に関する共同会議報告書)

加工食品の原料原産地表示の目的

加工食品の原料原産地表示の目的を、
「消費者の適切な選択に資する観点から、商品の品質に関する情報を適切に提供し、加工食品の原産地に関する誤認を防止する」
ことと位置付け、本目的達成のために必要な表示基準等を策定することが適当である。

産地を強調した表示に関するルール化

消費者の適切な選択に資する観点から、加工食品において強調表示された原産地に関する誤認を防止するため、商品のパッケージに任意で表示された産地に関する表示について、全ての加工食品を対象に誤認防止に関するルールを検討すべきである。

2 「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」(平成15年8月)②

「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」抜粋 ②

義務表示対象品目の選定

○ 義務表示の考え方

まず、対象候補となる品目群をまとめて選定し、その上で表示実行可能性の観点及び消費者の関心の観点から個々の品目の実態を勘案し、表示対象となる具体的品目を確定する方法をとるべきである。

○ 義務表示対象品目の選定要件及び選定方法

義務表示対象品目の選定については、1で示した目的（加工食品の原料原産地表示の目的）に照らして、以下の要件を満たす品目群について、表示実行上の問題点等も考慮しながら、表示対象とすべきか否か検討すべきである。

- ①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
- ②製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

①の要件については、客観的に判断されることが必要である。具体的には、加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること、原産地によって原料の品質に違いが見られ、商品の差別化（価格等を含む）がされていること、原料の調達先が海外も含め多様であること等の要素を総合的に勘案する必要がある。そのような判断のもとで考えられる品目群を選定し、当該品目群に含まれる個々の品目について、原料の使用実態、生産工程等に基づく表示実行上の問題点や消費者の関心等を加味しながら精査し、義務表示対象品目を決定すべきである。

このように決定された義務表示対象品目の中で、製品の原材料のうち単一の原料農畜水産物の占める割合が50%以上である商品の当該原料の原産地について、表示義務が課せられることとなる。

義務表示の表示方法

○ 原産地の表示方法

国産原料については国産である旨、外国産原料の場合は原産国名を表示する。

○ 複数の原産国の原料を使用する場合の表示方法

原則として、製品に占める重量割合の多いものから順に全ての原産国を記載することとする。

○ 既存の表示基準の扱い

既に原料原産地表示が義務付けられている8品目及び原料原産地に関する特定の方法が定められている品目の表示基準については、可能な限り上記原則に沿ったものとする。

2 「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方針」(平成15年8月)③

- 標記報告及びヒアリング結果等を踏まえ、共同会議において、「品目群リスト」に加除すべき品目、その他追加の要望のあった品目について検討し、平成16年3月、義務対象品目を提示。
- 平成16年9月、加工食品品質表示基準を改正、官報告示。平成18年10月から20食品群及び個別4品目を対象とした加工食品を横断的に網羅する現行の制度を実施。

加工食品の原料原産地表示 義務表示対象品目の決定について(案)

平成16年3月 日
食品の表示に関する共同会議

義務対象品目

- 義務表示対象品目は以下のとおりとする。
 1. 乾燥野菜、乾燥きのこ類、落花生、乾燥果実、乾燥食肉、乾燥魚介類、乾燥海藻類その他乾燥した農畜水産物
 2. 塩蔵野菜、塩蔵魚介類、塩蔵海藻類その他塩蔵した農畜水産物
 3. 調味液と混合した野菜、調味液と混合した食肉、調味液と混合した魚介類その他調味液と混合した農畜水産物
 4. カット野菜、カット果実、合挽肉、その他混合した農畜水産物及びゆでだこ、かつおのたたきその他生鮮食品同様に販売される農畜水産物
 5. 緑茶、もち、こんにゃく、あん
- 現行の8品目は、従来どおり義務表示対象品目とする。
- 上記以外の品目は、義務表示対象品目としない。ただし、事業者の責任において任意で表示することは妨げない。

3 「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」(平成18年4月)①

- 義務表示対象品目が20食品群に拡大された際、対象品目については、①表示の実施状況、②製造及び流通の実態、③消費者の関心等を踏まえて、必要な見直しを行うこととされていた。
- このため、共同会議において、平成17年7月から見直し等について検討が開始され、報告書「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」が平成18年4月に公表された。

「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」抜粋 ① (平成18年4月3日 食品の表示に関する共同会議報告書)

加工食品の原料原産地の義務表示対象品目の見直し

義務表示対象品目の選定要件の基本的な考え方

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

①の要件については、義務表示対象品目の選定の考え方であるが、

ア. 加工食品は、その製造段階が多段階にわたり、また、多くの原料から製造され、原料の産地も変動する場合があるなど、全ての加工食品に原料原産地表示を義務付けることには無理があり、一定の考え方で線引きを行う必要があること

イ. 加工食品には、原料素材の産地による違いが製品の品質に大きく影響するものもあれば、一方で、一定の品質の商品を高度な加工技術により実現し、年間を通じて安定的に提供するなど、必ずしも原料の産地が製品の品質にあまり係わらない品目もあること

ウ. ①の要件は、参考（加工食品の原料原産地表示の義務付けの経緯・変遷）にまとめたように、個別品目毎に品質表示基準を検討していた当時から今日まで継続しており、ある意味では普遍的な考え方であること

等を踏まえて考えると、今回の見直し検討においても、加工食品に原料原産地表示を義務付ける場合の基本的な考え方として、これを変更する必要はないと考えられる。

3 「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」(平成18年4月)②

「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」抜粋 ②

任意での情報提供の推進

○ 消費者への情報提供についての基本的な考え方

JAS法の表示義務は、これを遵守しないと、最終的に法人の場合1億円以下の罰金が課せられるなど厳しい措置を伴うものであり、現実に表示を行う際には、加工食品の特性を踏まえて表示の実行可能性等を勘案する必要があり、そのため義務付けの対象にできなかった品目もある。

原料原産地表示の義務付けの対象となっていないものであっても、製造業者等が自主的な表示を行うなど、原産地情報を提供する取組を行うことは、消費者の商品選択に資するとともに、消費者と製造業者等が良好な信頼関係を築く取組となると考えられる。

○ 食品の容器・包装への表示以外の方法による原料原産地情報の提供の考え方

- (1) インターネットを通じた情報提供
- (2) 生産情報等を提供する他の手法との連携
- (3) 店頭でのポップ表示や掲示板等の活用
- (4) お客様相談窓口等消費者からの問合せ対応による情報提供

○ 消費者の取組

消費者においても、原産地表示に限らず商品に表示されている情報に关心を持ち、表示も含めて提供される情報を商品選択に積極的に活用していくことが期待される。

このような情報交流が高まることにより相互理解が促進され、消費者と製造業者等との良好な信頼関係が築かれ、適切でわかりやすい表示や商品情報の提供が可能となるものと考えられる。

3 「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」(平成18年4月)③

「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」抜粋 ③

原料原産地表示の考え方等の今後の更なる見直しについて

(考慮すべき点、整理すべき課題等)

- ・ 消費者の知る権利を尊重することが大前提である。しかし、全ての加工食品の原料原産地を義務表示の対象とすることは無理があり、最終的に罰金等を伴うJAS法による表示義務を課すには、表示の実行可能性等も考慮する必要がある。
- ・ 消費者が原料の原産地情報として必要と考えている品目、あるいは加工食品を構成する原料の中で原産地情報を知りたいものとは何かなど、消費者の関心をどのように捉えて、その情報をどのように反映させるかについて検討が必要。
- ・ 限られた表示スペースで真に伝えるべき情報とは何か、義務付けして表示しないといけない情報は何か等、他の表示事項を含めた全体の中で原料原産地表示のあり方を考える必要がある。
- ・ 表示方法の変更について検討する場合、加工食品の製造過程が、多段階・分業化するとともに、海外も含めたグローバル化など複雑化してきている中で、最終製品である加工食品に表示されるべき原産地情報として必要なものは何かという点などについて、総合的に考える必要がある。
- ・ 原料原産地の正確な表示を行うためには、豊凶、相場等を考慮して原産地の異なる原料を切り替えて使用している場合など、原料を的確に管理するためにコスト増加を招き、商品価格に転嫁される場合もあることから、こうした消費者の負担など経済面にも留意する必要がある。
- ・ 義務表示と任意表示、更には表示以外の任意による情報提供の方法などの相互関係やあり方について、実態を踏まえた検討が必要となる。
- ・ 原料原産地情報の提供を進めるためには、原料の生産・流通段階の情報伝達が的確に行われることが必要となる。そのための情報伝達方法の整理などについて、行政だけでなく、生産者、製造業者等が自ら検討・実施に取り組む必要もある。

4 「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」(平成21年8月)①

- 平成20年7月、共同会議において原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目の考え方について検討開始。
- 事業者・消費者団体へのヒアリング、全国2,000人を対象としたウェブ調査や農林水産省ウェブサイトを通じたアンケート調査、全国7か所での地域意見交換会の開催等、様々な場を通じて、意見を聴取。
- 加工食品の原料原産地表示の在り方について一定の方向付けを行うべく、従来の検討の蓄積を踏まえながら検証を行い、報告書「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」を平成21年8月28日に公表。

「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」概要 ①

(平成21年8月28日 食品の表示に関する共同会議報告書)

○ 原料原産地情報の表示方法について

◆ 加工食品の原料原産地表示の対象品目を拡大する際の3つの課題を提示し、新たな表示方法の導入を検討

課題①:頻繁な原料原産地の切替えへの対応

課題②:物理的スペースの制約

課題③:原料原産地情報の分からぬ輸入中間加工品への対応

①切替え産地を列挙する可能性表示

商品の内容と表示の内容が一致せず、かえって消費者に誤解を招く情報を与え兼ねないことから、導入することは不適切と考えられる。

②「国産」「外国産」又は「輸入」といった大括り表示

頻繁に原材料の産地の切り替えが行われる加工食品にも対応でき、導入は適切と考えられる。ただし、その適用に当たっては、表示の意義、必要性も含め、十分な検討が必要である。

③輸入中間加工品の原産国表示の方法の導入

原料原産地情報が不明な場合でも対応でき、導入は適切と考えられる。ただし、その適用に当たっては、表示の意義、必要性も含め、十分な検討が必要である。

4 「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」(平成21年8月)②

「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」抜粋 ②

○ 原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の基本的な考え方について

- ◆ 報告書(平成15年8月「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」)においては、加工食品の原料原産地表示の目的を、「消費者の適切な選択に資する観点から、商品の品質に関する情報を適切に提供し、加工食品の原産地に関する誤認を防止する」と位置づけ、

要件Ⅰ：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、

要件Ⅱ：製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

との品目横断的な基本的な要件を示した。

- ◆ 今回、本会議において、新たな表示方法の導入について検討してきたが、これは、これまで本会議において整理してきた要件Ⅰ及び要件Ⅱを前提とした上で、原料原産地表示についての課題の解決策を模索したものであり、本会議は、要件Ⅰ及び要件Ⅱを基本的に維持すべきものと考える。

○ 具体的な義務対象品目の選定について

- ◆ 表示は消費者が商品を選択する際の重要な要素であることから、消費者の要望を第一に考えることが必要である。また、直罰規定が設けられている表示を義務づける以上、規模を問わず全ての事業者が遵守可能なものでなければ制度の信頼性が確保できないことから、実行可能性を担保しなければならない。

- ◆ 義務対象品目の追加に当たっては、消費者等からの提案があった品目に対し、原料原産地の差が製品の品質に影響するか、生産・加工の実態等を踏まえた上で表示の実行可能性があるか等について、消費者団体、事業者、学識経験者等が公開の場で検討するとともに、地方においても公開ヒアリングを実施したり、パブリックコメントを活用すること等により、幅広い関係者の意見を聴取して検討するという、これまで実施してきた透明性の高い検討プロセスを維持していくことが必要である。

5 「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」(平成23年7月)①

- 消費者委員会食品表示部会において、「原料原産地表示の拡大をより進めるためには、義務対象品目を選定する際の基本的な考え方や候補品目の選定方法等について改めて議論する必要があるのでは」との意見が多数あったことから、平成23年1月から同部会に調査会を設置し、同年7月までに6回開催し議論。
- 平成23年7月6日、「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」を取りまとめ。

「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」より ①

(平成23年7月6日 消費者委員会 原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会)

原料原産地表示に対する基本的な考え方の整理

JAS法は、品質に関する適正な表示を行わせることによって消費者の商品選択に資することを目的とする法律であることから、本調査会では、同法の目的の範囲内で原料原産地表示を拡大する方策について取りまとめるとともに、消費者庁で進められている食品表示の一元的な法体系の在り方の議論の一環として、原料原産地表示の意義を含め、議論される必要がある課題を提起する。

新たな表示方法の実効性について

- 食品の表示に関する共同会議において挙げられた3つの案について検討した。(※報告書を基に消費者庁にて整理)

切替え産地を列挙する可能性表示



- ・表示と原材料の内容が一致しないので、表示する意義が小さい
- ・原材料の季節変動に対応した柔軟な表示方法をさらに工夫すべき

「国産」「外国産」又は「輸入」といった
大括り表示



- ・大まかではあるが原材料の内容を伝える表示となっており、導入によって表示可能な品目の増加が期待できる
- ・消費者にとって適切な情報を提供することになるのか疑問
- ・国産品の消費拡大につながる
- ・輸入品を排斥することになりかねない

輸入中間加工品の原産地表示



- ・この案も必要である
- ・消費者が本当に知りたい情報なのか疑問

- 消費者庁においては、これらの意見を踏まえ、それぞれの表示方法に対する消費者の受け止め方や事業者の実行可能性などを調査した上で、さらに検討を進める必要がある。

5 「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」(平成23年7月)②

「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」抜粋 ②

食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた取組の中で、さらに議論を深めるべき課題

食品表示に関する一元的な法律の制定に向けて、消費者庁では、「食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチーム」を設置し、平成24年度中の法案提出を目指して、検討が進められている。

検討に当たっては、JAS法、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令について、現行制度の課題を把握するなどして、一元的な法体系のあり方が議論されることとなっており、その一環として、原料原産地表示についても検討される必要がある。

その検討に関連して本調査会で出された意見は、以下のとおりであった。

- JAS法に基づく現行の仕組みの下でさらなる品目拡大を図ることには限界がある
- 原則としてすべての加工食品の原料の原産地を表示すべきであり、重量順に上位のものを義務化すべき
- 「消費者の商品選択に資する」という趣旨を明確にすべき
- 加工食品の原料原産地表示は義務化を原則とすべき
- 食品のトレーサビリティ制度の検討とも連携すべき
- 優良誤認についての考え方を整理すべき
- 健康食品も含め議論すべき 等

食品表示の一元的な法体系のあり方の議論に関しては、このような観点も含め、食品表示が消費者の商品選択に資するためのものであることを踏まえ、食品表示が何のためにあるのかといった根本的な意義について、消費者・事業者等の意見を聞きつつ、現行のJAS法にとらわれない幅広い議論が行われ、新たに制定される法体系の下で、原料原産地表示の対象品目や選定方法等が改めて設定されることを期待する。

5 「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」(平成23年7月)③

「原料原産地表示拡大の進め方についての意見」(平成23年8月12日 消費者委員会)

消費者委員会は、平成23年8月、食品表示部会から「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」の提出を受けた。消費者委員会は、消費者庁がこの報告書の内容を踏まえ、必要な検討を進める求めることを求める。

特に、「品質の差異」に着目するJAS法の制度下では、加工食品の原料原産地表示の拡大には限界があることから、現在、消費者庁で進めている食品表示の一元的な法体系のあり方の検討の一環として、食品表示が消費者の商品選択に資するためのものであることを踏まえ、食品表示が何のためにあるのかといった根本的な意義について消費者・事業者等の意見を聞きつつ、幅広い議論を行い、新たに制定される法体系の下で、原料原産地表示の対象品目や選定方法等を改めて設定されることを期待する。

6 「食品表示一元化検討会報告書」(平成24年8月)

- 消費者庁食品表示一元化検討会（平成23年9月から平成24年8月まで）では、論点の一つとして、加工食品の原料原産地表示について議論を行った。
- 本検討会では、これまでの「品質の差異」の観点にとどまらず、新たな観点から原料原産地表示の義務付けの根拠とすることについて議論を進めたが、合意には至らなかった。

「食品表示一元化検討会報告書」抜粋

（平成24年8月9日 消費者庁食品表示一元化検討会）

5 終わりに

（略）

また、新たな食品表示制度においては、本報告書で示された基本的考え方へ従って検討することが適当であるが、次の事項については、現行の表示制度における枠組みの下での方針を維持しつつ、その在り方については、今後の検討課題として、さらに、検討を行うことが適当である。

（1）加工食品の原料原産地表示

JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示は、次の品目横断的な2要件に照らして対象品目を選定するという方法により、現行では22食品群及び個別の4食品が義務付けの対象とされている。

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

本検討会では、これまでの「品質の差異」の観点にとどまらず、新たな観点から原料原産地表示の義務付けの根拠とすることについて議論を進めたが、合意には至らなかった。当該事項については、食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項として位置付けることが適当である。

III 參考資料

1 参照条文 ①

食品表示法（平成25年法律第70号）（抜粋）

（基本理念）

第三条 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条第一項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない。

2 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければならない。

消費者基本法（昭和43年法律第78号）（抜粋）

（基本理念）

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

（広告その他の表示の適正化等）

第十五条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

1 参照条文 ②

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）*（抜粋）

（法律の目的）

第一条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資し、もって農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

(* 食品表示法制定に伴う改正前の規定)

2 原料原産地表示対象品目の横断ルール導入時の誤認防止に係る基準改正

平成15年8月6日

「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」抜粋
(食品の表示に関する共同会議報告書)

消費者の適切な選択に資する観点から、加工食品において強調表示された原産地に関する誤認を防止するため、商品のパッケージに任意で表示された産地に関する表示について、全ての加工食品を対象に誤認防止に関するルールを検討すべき



平成16年9月14日公布・施行

産地を強調した任意表示について、誤認防止のための基準を策定。
具体的には、当該表示が加工地を示すのか原材料の産地を示すのか不明確な表示を禁止。

(経過措置: 平成18年10月1日以前に製造・加工・輸入された加工食品は除外)

○加工食品品質表示基準

(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(2) 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示

※現行の食品表示基準第9条の表示禁止事項においても、同様の規定がある。